

危害予防規程等の改正に係る書面投票のコメントに対する考え方・対応内容（案）

提出されたコメントの内容	コメントに対する考え方 対応内容（案）
指針 2.5 の異常状態で記述されている災害、事故の定義が、法 63 条にある災害、と事故措置マニュアルの示す事故との整合性をわかりやすい表現にすることが課題として残っている。	経済産業省の「総合資源エネルギー調査会 高圧ガス部会 高圧ガス事故情報小委員会」で高圧ガス事故情報の取扱いについて審議されています。その審議事項の一つに高圧ガス事故の定義（とくに、事故として報告すべき漏えいの範囲）があります。その審議結果は「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」に反映されると考えられます。 したがって、いずれ「高圧ガス保安法事故措置マニュアル」が改正等された時点で、その内容に応じて「危害予防規程の指針」の見直しの検討をすべきであり、パブリックコメントに諮る同指針の改正案は原案どおりとします。